



平成27年5月18日

各 位

会 社 名 アイフル株式会社  
代 表 名 代表取締役社長 福田 吉孝  
(コード番号：8515 東証第1部)  
問合わせ先 財 務 部 長 深田 裕司  
T E L 03-4503-6050

### 役員の変動および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年4月24日開催の取締役会において、本年6月23日開催予定の第38回定株主総会において承認されることを条件に監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。これに伴う役員の変動及び定款変更に関する付議内容につき、本日開催の取締役会において下記の通りといたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 役員の変動について

平成27年6月23日開催予定の定株主総会に付議する監査等委員会設置会社への移行に関する定款の一部変更に伴い、現任取締役6名および監査役3名は全員同株主総会の終結時に任期満了となり退任します。よって、これを条件に監査等委員である取締役以外の取締役候補者8名と、監査等委員である取締役候補者3名の選任を内定しました。

#### (1) 監査等委員である取締役以外の取締役候補者

ふくだ よしたか 福田 吉孝	代表取締役 社長執行役員	(重任) (ライフカード株式会社 代表取締役会長※)
さとう まさゆき 佐藤 正之	代表取締役 専務執行役員	(重任)
わくだ のぶゆき 浦田 暢之	取締役 常務執行役員	(重任)
おいし かずみつ 尾石 和光	取締役 常務執行役員	(重任) (アストライ債権回収株式会社 代表取締役社長※)
なかがわ つぐお 中川 次夫	取締役 常務執行役員	(重任)
ふくだ みつひで 福田 光秀	取締役 常務執行役員	(重任) (ビジネクス株式会社 代表取締役社長※)
たなか よしあき 田中 善明	取締役 執行役員	(新任 現 執行役員)
うえむら ひろし 植村 浩至	取締役 執行役員	(新任 現 執行役員)

※括弧内は重要な兼職の状況であります。

(2) 監査等委員である取締役候補者

ひだか まきのぶ  
日高 正信 取締役（社外） 監査等委員（新任 現 監査役）

こばやし みのる  
小林 稔 取締役 監査等委員（新任 現 監査役）

すずき はるいち  
鈴木 治一 取締役（社外） 監査等委員（新任 現 植松・鈴木法律事務所所長）

※日高正信氏及び鈴木治一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役候補者であります。また、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出する予定です。

(3) 退任予定の監査役

ひだか まきのぶ こばやし みのる ながさわ まきのり  
日高 正信 小林 稔 長澤 正範

※日高正信氏及び小林稔氏は、監査等委員である取締役候補者として本年6月23日開催予定の定時株主総会に提案予定です。

2. 定款の一部変更について

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに必要な監査等委員及び監査等委員会に関する定款の定めにつき、条項の変更等を行います。監査等委員会設置会社においては、定款に定めることで取締役会が重要な業務執行の決定権限を特定の取締役委任することが可能となるため、その旨の規定を新設いたします。また、会社法改正に伴い認められた責任限定契約を締結することができる範囲の定めの変更、当会社の公告の方法に関する定めの変更を行うほか、これら新設並びに変更に伴う条数の調整その他文言の整理を行います。

(1) 主な変更内容と変更理由

① 公告をする方法の変更

（変更の内容）公告を、電子公告により行うことに変更  
（変更の理由）周知性の向上および手続きの合理化のため

② 取締役の責任限定契約の締結可能範囲の変更

（変更の内容）会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき第28条の適用範囲を拡大  
（変更の理由）社外取締役等として有用な人材の確保と期待される役割を十分に発揮できるようにするため

③ 重要な業務執行の委任に関する定めの新設

（変更の内容）取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるように変更  
（変更の理由）会社法第399条の13第6項に基づき新設

④ 監査等委員会に関する定めの新設（監査役および監査役会に関する定め廃止）

（変更の内容）監査等委員会設置会社への移行  
（変更の理由）取締役会の監督機能を強化し一層のコーポレートガバナンスの向上を図るため

(2) 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月23日

定款変更の効力発生日 平成27年6月23日

なお、変更の詳細は別紙《定款変更の新旧対照表》のとおりであります。

以上

【別紙】

《定款変更の新旧対照表》

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 (記載省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(公告の方法)	(公告の方法)
第4条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u>  (新 設)	第4条 当社の公告は、 <u>電子公告により行う。</u>  ② <u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u>
(新 設)	(機 関)
	第5条 <u>当社は、監査等委員会設置会社とし、株主総会および取締役のほか、取締役会、監査等委員会および会計監査人を置く。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
第5条～第8条 (記載省略)	第6条～第9条 (現行どおり)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第9条 (記載省略)	第10条 (現行どおり)
(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利	(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利	(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
(3)～(4) (記載省略)	(3)～(4) (現行どおり)
第10条 (記載省略)	第11条 (現行どおり)
第 3 章 株 主 総 会	第 3 章 株 主 総 会
第11条～第16条 (記載省略)	第12条～第17条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 17 条                    当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(選 任)</p> <p>第 18 条                    取締役は株主総会において選任する。</p> <p style="text-align: center;">②～③                    (記載省略)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 19 条                    取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第 18 条                    当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、<u>15</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">②                    <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選 任)</p> <p>第 19 条                    取締役は株主総会において選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役はそれ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">②～③                    (現行どおり)</p> <p>(任 期)</p> <p>第 20 条                    取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;">②                    <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(取締役会の設置)</u></p>	
<p>第 20 条                      <u>当社は、取締役会を置く。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条                      取締役会は、取締役の中から代 表取締役若干名を選定する。</p> <p>②                                      (記載省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 21 条                      取締役会は、取締役<u>(監査等委員 であるものを除く。)</u>の中から代 表取締役若干名を選定する。</p> <p>②                                      (現行どおり)</p>
<p>第 22 条                                      (記載省略)</p>	<p>第 22 条                                      (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条                      取締役会招集の通知は、各取締 役<u>および各監査役</u>に対し、会日 の 3 日前までに発する。ただし、 緊急のときはこの期間を短縮す ることができる。</p> <p>② 取締役<u>および監査役</u>の全員の同 意があるときは、招集の手續を 経ないで取締役会を開催するこ とができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 23 条                      取締役会招集の通知は、各取締 役に対し、会日の 3 日前までに発す る。ただし、緊急のときはこの期 間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役の全員の同意があるとき は、招集の手續を経ないで取締役 会を開催することができる。</p>
<p>第 24 条                                      (記載省略)</p>	<p>第 24 条                                      (現行どおり)</p>
<p><u>(取締役会規定)</u></p>	<p><u>(取締役会規程)</u></p>
<p>第 25 条                      取締役会に関する事項は、法令 または本定款のほか、取締役会 において定める<u>取締役会規定</u>に よる。</p>	<p>第 25 条                      取締役会に関する事項は、法令ま たは本定款のほか、取締役会にお いて定める<u>取締役会規程</u>による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p>第 26 条 当会社は、<u>会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(報 酬 等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 28 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役会の設置)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、監査役および監査役会を置くものとする。</u></p> <p><u>(員 数)</u></p> <p>第29条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p><u>(選 任)</u></p> <p>第30条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任 期)</u></p> <p>第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p>第32条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会)</u></p> <p>第 33 条            <u>監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第 29 条            <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p><u>(監査役会規定)</u></p> <p>第 34 条            <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。</u></p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第 30 条            <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(報 酬 等)</u></p> <p>第 35 条            <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第 36 条            <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></u></p> <p>② <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
( <u>会計監査人の設置</u> )	
第 <u>37</u> 条 <u>当社は、会計監査人を置くものとする。</u>	(削 除)
(会計監査人の責任限定契約)	(会計監査人の責任限定契約)
第 <u>38</u> 条            当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第 <u>31</u> 条            当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第 7 章 計 算	第 7 章 計 算
第 <u>39</u> 条                                  (記載省略)	第 <u>32</u> 条                                  (現行どおり)
(剰余金配当等の決定機関)	(剰余金配当等の決定機関)
第 <u>40</u> 条            当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。	第 <u>33</u> 条            当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。
第 <u>41</u> 条～第 <u>42</u> 条                          (記載省略)	第 <u>34</u> 条～第 <u>35</u> 条                          (現行どおり)